

機関番号：14602

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2007～2010

課題番号：19500534

研究課題名 (和文) スポーツの法的問題に関する研究－日・米・欧におけるスポーツ参加を巡る紛争

研究課題名 (英文) A study of legal issues in sport

研究代表者：井上 洋一 (YOICHI INOUE)

奈良女子大学・文学部・教授

研究者番号：10193616

研究成果の概要 (和文)：

我が国の近年の事例は、ボウリング国体選手の選考を巡るものやアジアパラ競技会への選手選考を巡る事例等、日本スポーツ仲裁機構で争われたケースが散見でき、その決定手続きの外見的合理性が重要であった。アメリカでは、女性及び障害者の機会についての紛争があり、Title IX やアメリカ人障害者法を根拠に争われ認められる傾向にある。ヨーロッパでは、EU 法とかがわって、プロスポーツにおいて移籍の自由などが認められてきた。

研究成果の概要 (英文)：

In recent years in Japan, we have the cases with selection of the National Athletic Meet and Asia Pala-Meet on Japan Sports Arbitration Agency. In the USA, Title IX and The Americans with Disabilities Act are influential for woman and disabled person. In Europe, Right of transfer on professional sports was permitted relating to EU Law.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	800,000	240,000	1,040,000
2008 年度	600,000	180,000	780,000
2009 年度	500,000	150,000	650,000
2010 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：総合領域 スポーツ法学

科研費の分科・細目：健康・スポーツ科学・スポーツ科学

キーワード：スポーツ、法的問題、紛争

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究の学術的背景

近年、スポーツ団体からの処分や団体と個人間の紛争の仲裁事例がメディアでも取り上げられるように、スポーツに関する法的問題の検討は、広くスポーツの発展を考えるうえでも重要な部分となりつつある。スポーツ法学の研究は、国際的に見ても研究組織が創設されてから、いまだ 20 年程度の歴史の浅

い領域であり、また、その研究の進展も従来から蓄積されてきたスポーツ事故と法的責任の分野を除けば、まだ不十分な段階にあり、その開拓が急がれるところである。20 世紀後半からのスポーツの急速な発展は、アメリカ合衆国に代表されるように、1980 年代から広範囲なスポーツ事象を対象とした紛争を表面化させてきた。そしてそれを受けて北米及びヨーロッパ諸国ではスポーツ法学の

領域が徐々に発展してきている。しかしながら、我が国では一部のスポーツ事故問題を除けば、その研究は未だ不十分であり、スポーツ紛争や訴訟についての検討は若干の研究がなされてきたところである。とくにスポーツの参加資格、スポーツ・バイオレンス、ドーピングに関する事例などに代表されるスポーツ固有法と国家法の接点にある大切な課題についての研究は、散見される程度である。

(2) これまでの研究

本課題の応募者は、女性スポーツの平等機会と Title IX、「日本スポーツ法学会年報第10号」pp. 101-111. (2003)、競技者をめぐるスポーツ紛争に関する考察—レイノルズ事件からの課題—、「体育・スポーツ史研究への問いかけ」清水重勇先生退官記念論集、pp. 153-158. (2001)、アメリカの競技者と法的問題—ドラッグ・テストプログラムをめぐって—、「日本スポーツ法学会年報第7号」、pp. 22-46. (2000) などにおいて検討してきた。また、いくつかのアメリカのロー・スクールなどが発刊する紀要や学会誌には多くの論文が掲載されるようになってきている。これらについて、これまでに我が国では、その具体的内容、争点及び課題を十分に検討されていない。

2. 研究の目的

本研究では、諸外国におけるスポーツの法的諸問題についての資料、とくにスポーツ法学研究で先んじているアメリカ合衆国及びヨーロッパ諸国の資料を中心として、スポーツに関わる紛争、訴訟そして関連の法規に焦点を当て、以下の諸点を明らかにする。

(1) 国際的に注目されてきたスポーツに関わる法的問題のうち、紛争や訴訟はどのような状況にあり、そしてそれらに関わる法規はいかなるものがあるのかを明らかにする。その際、わが国も含め北米及びヨーロッパ評議会加盟国を中心に国際的な比較の視点で検討する。

(2) スポーツに関わる紛争や訴訟のうち、とくに参加資格に関する事例を中心に、障害を持つ者に関する事例、人種や民族に関する事例、男女の機会に関する事例及びスポーツ・バイオレンスやドーピングに関する事例などを取り上げ、その具体的内容、争点、法的な判断及び課題を明らかにする。

3. 研究の方法

アメリカ合衆国、カナダ及びヨーロッパ諸国の法規資料については、法律、各公的機関の報告書、体育・スポーツ通史や雑誌論文等を収集する。とくに、ヨーロッパの状況は、

ヨーロッパ評議会の機関誌や各国の公的書類をその主たる文献とする。また、スポーツ法雑誌及びロー・スクール編集発行の論文集、体育・スポーツの判例雑誌などにより体育・スポーツに関わる紛争及び訴訟の内容、傾向はどのようなものか、その時代的背景を考慮し検討する。したがって、文献研究を中心とする。経費については、上記の文献資料及び補足資料を収集すること、そのために早稲田大学等の研究機関への旅費にあてること、また、謝金については収集資料の整理1名を当てている。そのほか収集、検討などはすべて研究代表者が行う。

以上のことを進めることにより、国際的に注目されてきたスポーツに関わる法的問題のうち、とくにスポーツ関連の紛争や訴訟はどのような状況にあり、そしてそれらに関わる法規はいかなるものがあるのかを明らかにする。

4. 研究成果

(1) 近年の我が国の体育・スポーツ関連訴訟の動向を「判例時報」(1749号～2090号)を資料として検討した。体育・スポーツに関係する用語の入った事例をすべて取り上げることによって、75件の掲載が確認されたが、やはりスポーツ事故の損害賠償の訴えが多く、約半数が事故関連の民事上の責任を問う事例であった。この割合は、その以前(約10年)の傾向と同様であった。その一方、ゴルフを主とした会員権に関する事例は、日本の特異な事例として多く取り上げられている。ゴルフ会員権の問題は、預託金請求が中心であるが見方によってはスポーツの参加機会の観点からも考察は可能であろう。しかしながら、本課題のスポーツ参加機会とは若干質の異なるものとして整理したい。

それら以外では、とくに近年の参加問題に関する紛争事例は日本スポーツ仲裁機構で争われたケースが散見できた。これらは、北京オリンピックのアジア地区最終予選へのカヌー・カヤック女子選手の代表について、選手選考への不満から代表決定取り消しなどを求めたものやボウリング競技の国体選手の選考を巡る不公正を問うたものやアジアパラ競技会への選手選考を巡る事例等であり、その決定手続きの外見的合理性が重要であった。また、国際スポーツ仲裁裁判所(CAS)による我那覇選手のドーピング禁止規定違反の処分取り消し裁定も、その処分の手続きの正確性と国際的ルール of 熟知を求められるケースとなった。

その他の訴訟事例としては、慰謝料請求事件として争われたが、事実上は高校生ボクシング選手の参加資格とその制限の合理性を巡る問題として捉えられる事例がみられた。

これは、旧来のアマ制限条項の見直しを検討すべき事例であった。

また、これらとは別に、2010年千葉国体における山口県からエントリーした選手の資格について、従来から疑問視されていた問題が表面した。すなわち、生活実態がないにも関わらず、県の代表選手として出場し、天皇杯等のポイントを稼ぐ、いわゆるジブシー選手と言われたものの不公正さにメスが入られた。このほか、大相撲の不祥事に対する処分とその妥当性はスポーツ団体のガバナンス問題を世に問う事例となった。このケースもその処分の合理性の観点からは特別なケースではあるものの参加機会にかかわって検討すべき点も生じるであろう。今日、透明性の高い公平・公正なスポーツ界の実現が我が国のスポーツ立国戦略の一つの柱としても挙げられており、まさに、法的視点でその改善すべき事例として捉えられる。

(2) アメリカ合衆国において、スポーツへの参加を巡る問題は、とくに女性の機会や障害を持つ人の機会に関する事例などが見いだされた。直接的なスポーツについての国家法は現在のオリンピック・アマチュア・スポーツ法などに限定されるが、女性に関する機会拡大に大きく影響したとされる1972年教育法タイトルIXは、多くの訴訟において法的根拠として機能しており、重要な法規である。ただし、成立から30年以上が経過した今日でも、依然として十分な機会均等が保障されていないという指摘も多い。また、障害者への差別を禁止してきた一連の法規の結実点であるADA(1990年アメリカ障害者差別禁止法)の影響は、広く一般の施設ばかりでなく、スポーツの場面にも及んでいる。近年は、プロスポーツにおいて、その扱いを問題にする特異なケースも生じ、スポーツ界の競技規則ルールと一般法としての機会均等法との衝突として、興味深い。

そのほか、アメリカ合衆国で生じたレスリング・グレコローマンのシドニーオリンピック代表をめぐる紛争では、アメリカ・オリンピック・アマチュアスポーツ法をもとに、仲裁による裁定結果とその後の競技団体とオリンピック委員会の決定の相違が原因で訴訟に発展するケース等が生じている。

(3) ヨーロッパでは、とくにヨーロッパ評議会のスポーツ担当者会議において法的な問題が検討され、採択や勧告という形式で共通の方向が示されてきた。それらは、1960年代から80年代までをみても、採択として、1. 競技者のドーピング(1967) 2. スポーツの医学的側面(1970) 3. スポーツ設備の衛生(1972) 4. スポーツ医学センターの創設(1973) 5. スポーツ・フォア・オール政策の理念(1976) 6. CEスポーツ基金の設立(1978)などがあり、また、担当

大臣会議の勧告として、1. ドーピング(1979) 2. スポーツとテレビ(1980) 3. 内陸水域の自然保護(1981) 4. スポーツ施設のエネルギー節約(1983) 5. スポーツイベント(とくに、フットボール)での観衆の暴力(1984) 6. ヨーロッパ・アンチドーピング憲章(1984) 7. 障害者のスポーツ・フォア・オール(1986)などを数えることができる。これらが後のロードス憲章へと受け継がれていく。とくに、EU法の整備が進むなかで1990年代後半からは、経済活動とプロスポーツ選手の移籍の問題が浮上し、スポーツとしての特殊性(固有法)と一般法との接点をどのように調整してゆくかが課題となっている。一方、我が国では近年、我那覇問題に代表されるように団体の処分の妥当性がまさに、選手のスポーツ権との関係で浮上するケースもみられた。

ヨーロッパの法規や事例については、今後の継続的な検討を要するが、これまで、ヨーロッパ評議会を中心にこれらスポーツ・フォア・オール憲章や障害者スポーツについてのいくつかの憲章や勧告類が採択されている。また、国によっては違いがあるが障害を持つ者、エリート競技者及びプロ競技者、他国籍者、高齢者、女性などのスポーツ機会を保障するための規定が出されており、意識の高さを伺わせるところである。これらとは別に、ドーピングやスポーツにおける暴力行為に関する勧告なども参加問題関わり注目される。

今日、国際的にもスポーツ参加を巡る紛争がメディアを通じても報じられるようになってきた。たとえば、南アフリカの両足義足の選手の出場を認めなかった国際陸上競技協会の決定を無効とする裁定をCASが下した例など、スポーツ参加をめぐる紛争は、各スポーツの仲裁機関を紛争解決の場として利用するケースが増加している。また、ドーピング問題については概ねドーピング規制の世界基準への統一化、国内団体も日本アンチ・ドーピング機構へ加盟が進んでいる。加えて、日本のプロ野球の対応のように、不服申し立ての制度などを含んだ紛争解決の制度が急速に進みつつあると言える。

これらの多くは、スポーツに参加する権利の問題として捉える事ができる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

① 井上洋一、《スポーツ法学の現在》、《体育科教育》、《査読無》、《55 巻》、《第12 号》、《2007》、《pp.32-35.》

[学会発表] (計 4 件)

① 井上洋一、《スポーツ基本法成立への動向》、《体育・スポーツ史研究会》、《2011 年 1 月 22 日》《大阪成蹊学園びわこセミナーハウス》

② 井上洋一、《スポーツ基本法の動向と課題》、《日本スポーツ産業学会スポーツ法学専門分科会研究会》、《2010 年 6 月 26 日》《奈良女子大学》

③ 井上洋一、《スポーツ基本法制定への動向》、《大阪弁護士会スポーツ・エンターテイメント実務研究会》《2010 年 6 月 17 日》、《大阪弁護士会館》

④ 井上洋一、《スポーツ法学の誕生とその展開》、《大阪弁護士会スポーツ・エンターテイメント実務研究会》、《2009 年 5 月 13 日》、《大阪弁護士会館》

[図書] (計 3 件)

① 井上洋一、「スポーツ法の誕生とその展開」《不昧堂出版》、《阿部生雄監修、体育・スポーツの近現代 - 歴史からの問いかけ - 》、《2011》、p.589. pp.490-500.

② 井上洋一、「アメリカのスポーツ政策」《笹川スポーツ財団》、《諸外国から学ぶスポーツ基本法—日本が目指すスポーツ政策》、《2010》、p.77. pp.38-41.

③ 井上洋一、「タイトルナインとアフターマティブ・アクション」、《ぎょうせい》、《小笠原正、諏訪伸夫編著、スポーツのリスクマネジメント》、《2009》、p.344. pp.64-69.

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

[その他]

ホームページ等

井上洋一、諸外国から学ぶスポーツ基本法—アメリカのスポーツ政策、ウェブマガジン SSF2010.3

http://www.ssf.or.jp/sfen/sports/sports_vol4-2.html

新聞、TV ほか

① 井上洋一、スポーツ政策を考える—スポーツ権の保障を、毎日新聞 (夕刊) (2010.1.9.)

② 井上洋一、大相撲時津風部屋力士暴行事件に関するコメント、中日新聞 (2009.5.30.)

③ 井上洋一、落雷 (スポーツ事故) 訴訟に関するコメント 「やっと納得の判決」落雷賠償命令 読売新聞 (高知) (2008.9.18)

④ 井上洋一、大阪弁護士会スポーツ・エンターテイメント実務研究会創設に関するコメント TV. NHK 関西 関西テラス (2008.6.17)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

井上 洋一 (YOICHI INOUE)
奈良女子大学・文学部・教授

研究者番号 : 10193616